

地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等																																																																																																				
<p>(給与)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の67.5、12月に支給する場合には100分の70</u>を乗じて得た額（事務職等給料表(1)の適用を受ける再雇用職員等でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける再雇用職員等でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（理事長が別に定める再雇用職員等に限る。以下「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>6月に支給する場合には100分の57.5、12月に支給する場合には100分の60</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の再雇用職員等の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>9 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>（特定幹部職員にあっては<u>6月に支給する場合には100分の57.5、12月に支給する場合には100分の60</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日等)</u></p> <p><u>1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。ただし、別表1の規定は、令和5年4月1日から適用する。</u></p> <p><u>(給与の内払)</u></p> <p><u>2 改正前の再雇用職員等に関する就業規則に基づいて支給された給与は、改正後の再雇用職員等に関する就業規則による給与の内払とみなす。</u></p> <p>別表 1 (第 9 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="92 1711 1299 1963"> <thead> <tr> <th></th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> <th>9級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務職等給料表(1)</td> <td>188,700</td> <td>236,200</td> <td>256,200</td> <td>275,600</td> <td>290,700</td> <td>316,200</td> <td>358,000</td> <td>391,200</td> <td>442,400</td> </tr> <tr> <td colspan="10">他の給料表の適用を受けないすべての再雇用職員等に適用する。</td> </tr> <tr> <td>事務職等給料表(2)</td> <td>194,600</td> <td>205,700</td> <td>224,200</td> <td>245,000</td> <td>275,700</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="10">病院に勤務するボイラー操作員その他これに準ずる技能的業務を行う再雇用職員等に適用する。</td> </tr> </tbody> </table>		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	事務職等給料表(1)	188,700	236,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	他の給料表の適用を受けないすべての再雇用職員等に適用する。										事務職等給料表(2)	194,600	205,700	224,200	245,000	275,700					病院に勤務するボイラー操作員その他これに準ずる技能的業務を行う再雇用職員等に適用する。										<p>(給与)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の67.5</u>を乗じて得た額（事務職等給料表(1)の適用を受ける再雇用職員等でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける再雇用職員等でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（理事長が別に定める再雇用職員等に限る。以下「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の57.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の再雇用職員等の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>9 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、<u>100分の47.5</u>（特定幹部職員にあっては<u>100分の57.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>(略)</p> <p>別表 1 (第 9 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1299 1711 2504 1963"> <thead> <tr> <th></th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> <th>9級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務職等給料表(1)</td> <td>187,700</td> <td>235,200</td> <td>255,200</td> <td>274,600</td> <td>289,700</td> <td>315,100</td> <td>356,800</td> <td>389,900</td> <td>441,000</td> </tr> <tr> <td colspan="10">他の給料表の適用を受けないすべての再雇用職員等に適用する。</td> </tr> <tr> <td>事務職等給料表(2)</td> <td>193,600</td> <td>204,700</td> <td>223,200</td> <td>244,000</td> <td>274,700</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="10">病院に勤務するボイラー操作員その他これに準ずる技能的業務を行う再雇用職員等に適用する。</td> </tr> </tbody> </table>		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	事務職等給料表(1)	187,700	235,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	他の給料表の適用を受けないすべての再雇用職員等に適用する。										事務職等給料表(2)	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700					病院に勤務するボイラー操作員その他これに準ずる技能的業務を行う再雇用職員等に適用する。										<p>・組合との交渉結果を踏まえ、期末・勤勉手当支給月数の改定を行うための改正</p>
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級																																																																																													
事務職等給料表(1)	188,700	236,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400																																																																																													
他の給料表の適用を受けないすべての再雇用職員等に適用する。																																																																																																						
事務職等給料表(2)	194,600	205,700	224,200	245,000	275,700																																																																																																	
病院に勤務するボイラー操作員その他これに準ずる技能的業務を行う再雇用職員等に適用する。																																																																																																						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級																																																																																													
事務職等給料表(1)	187,700	235,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000																																																																																													
他の給料表の適用を受けないすべての再雇用職員等に適用する。																																																																																																						
事務職等給料表(2)	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700																																																																																																	
病院に勤務するボイラー操作員その他これに準ずる技能的業務を行う再雇用職員等に適用する。																																																																																																						

新										旧										改正理由等
技術研究職給料表	<u>218,500</u>	<u>259,700</u>	<u>284,500</u>	<u>327,000</u>	<u>385,700</u>	<u>427,500</u>				技術研究職給料表	<u>217,500</u>	<u>258,700</u>	<u>283,500</u>	<u>325,900</u>	<u>384,400</u>	<u>426,100</u>				
病院に勤務し、専門的知識と創意等をもって試験研究業務を行う職員、がんセンターにおいて重粒子線治療施設の運営に従事する医学物理士及び同等の知識・技術を持った再雇用職員等に適用する。										病院に勤務し、専門的知識と創意等をもって試験研究業務を行う職員、がんセンターにおいて重粒子線治療施設の運営に従事する医学物理士及び同等の知識・技術を持った再雇用職員等に適用する。										
医療職給料表(1)	297,400	339,900	<u>394,300</u>	467,400	<u>567,400</u>					医療職給料表(1)	297,400	339,900	<u>394,200</u>	467,400	<u>567,300</u>					
病院に勤務し、医療業務を行う医師及び歯科医師である再雇用職員等に適用する。なお、理事長が特に認める場合については、その限りではない。										病院に勤務し、医療業務を行う医師及び歯科医師である再雇用職員等に適用する。なお、理事長が特に認める場合については、その限りではない。										
医療職給料表(2)	<u>189,700</u>	<u>244,500</u>	<u>257,900</u>	<u>283,100</u>	<u>323,900</u>	<u>366,200</u>				医療職給料表(2)	<u>188,700</u>	<u>243,500</u>	<u>256,900</u>	<u>282,100</u>	<u>322,800</u>	<u>365,000</u>				
病院に勤務する再雇用職員等で備考2に掲げる者に適用する。なお、理事長が特に認める場合については、その限りではない。										病院に勤務する再雇用職員等で備考2に掲げる者に適用する。なお、理事長が特に認める場合については、その限りではない。										
医療職給料表(3)	<u>236,100</u>	<u>256,400</u>	<u>263,600</u>	<u>273,800</u>	<u>290,100</u>	<u>327,300</u>	<u>371,800</u>			医療職給料表(3)	<u>235,100</u>	<u>255,400</u>	<u>262,600</u>	<u>272,800</u>	<u>289,100</u>	<u>326,200</u>	<u>370,600</u>			
病院に勤務し、看護等に従事する助産師、看護師及び准看護師である再雇用職員等に適用する。なお、理事長が特に認める場合については、その限りではない。										病院に勤務し、看護等に従事する助産師、看護師及び准看護師である再雇用職員等に適用する。なお、理事長が特に認める場合については、その限りではない。										
福祉職給料表	<u>202,500</u>	<u>242,000</u>	<u>256,300</u>	<u>289,400</u>	<u>316,200</u>	<u>358,000</u>				福祉職給料表	<u>201,500</u>	<u>241,000</u>	<u>255,300</u>	<u>288,400</u>	<u>315,100</u>	<u>356,800</u>				
病院に勤務し、相談指導等を行う相談員、心理判定員及び保育士である再雇用職員等に適用する。										病院に勤務し、相談指導等を行う相談員、心理判定員及び保育士である再雇用職員等に適用する。										
技能職給料表	<u>194,600</u>	<u>205,700</u>	<u>224,200</u>	<u>245,000</u>	<u>275,700</u>					技能職給料表	<u>193,600</u>	<u>204,700</u>	<u>223,200</u>	<u>244,000</u>	<u>274,700</u>					
病院に勤務する単純な労務に雇用される再雇用職員等(事務職等給料表(2)の適用を受ける再雇用職員等を除く。)に適用する。										病院に勤務する単純な労務に雇用される再雇用職員等(事務職等給料表(2)の適用を受ける再雇用職員等を除く。)に適用する。										
備考 1 表中の数字は単位を円とし、給料月額を指すものとする。 2 医療職給料表(2)を適用する再雇用職員等は、次のとおりとする。 (1) 調剤業務を行う薬剤師 (2) 栄養管理業務を行う栄養士 (3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師 (4) 臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術者 (5) 臨床工学技士 (6) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 (7) 視能訓練士 (8) 歯科衛生士及び歯科技工士 (9) あん摩マッサージ指圧師 (10) 遺伝カウンセラー (11) 前各号に類する医療技術者										備考 1 表中の数字は単位を円とし、給料月額を指すものとする。 2 医療職給料表(2)を適用する再雇用職員等は、次のとおりとする。 (1) 調剤業務を行う薬剤師 (2) 栄養管理業務を行う栄養士 (3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師 (4) 臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術者 (5) 臨床工学技士 (6) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 (7) 視能訓練士 (8) 歯科衛生士及び歯科技工士 (9) あん摩マッサージ指圧師 (10) 遺伝カウンセラー (11) 前各号に類する医療技術者										